

実務上生じやすい契約上の問題を横断的に解説

リスクを回避しビジネス契約交渉を有利に進める『契約法務』の勘所

【開催要領】 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2019年 10月 9日(水) 13:00~16:30

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

【ご参加頂きたい方】

法務部門・総務部門・知的財産部門・営業管理部門、購買部門などの
関連部門において、契約実務、契約交渉を担当される方

講師 佐藤経営法律事務所
弁護士・米国公認会計士・公認内部監査人 佐藤 孝幸 氏

講師紹介 早稲田大学政治経済学部政治学科卒業。外資系銀行において金融業務、米国大手会計事務所において国際税務コンサルティング業務、大手総合商社において契約法務等に従事。2002年4月 佐藤経営法律事務所開設。複数の企業の社外監査役も務める。主な著書として『実務契約法講義』(民事法研究会)、『英文契約書の読み方』(かんき出版)、『ただいま授業中 内部統制がよくわかる講座』(かんき出版)、『詳解 監査役の実務』(中央経済社)がある。



【申込方法】 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	35,200円(本体価格 32,000円)	一般	38,500円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191673-0303 (※) 『契約法務』の勘所

ふりがな 会社名			
住所			
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前まで)に受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])
※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2MFPR 麹町ビル 2F

・プログラム・

1. 責任に関する諸規定の意義と法的リスク

~契約で定められることの多いさまざまな「責任」の意義・範囲を再確認します。

- (1) 瑕疵担保責任、品質保証責任、製造物責任の違いと意義とは
 - ・似ているようで異なる責任の性質
- (2) 表明保証責任の意義と射程
 - ・「表明保証条項」を定める意義とは?その効果とは?
- (3) 売買契約における危険負担と所有権の移転の関係
 - ・売買契約書で用いられる「納入」、「検収」、「引渡し」、「危険の移転」、「所有権の移転」の各用語はどのように違うのか?
- (4) 責任制限(責任免除)条項を盛り込む際の留意点
 - ・責任制限(免除)条項を盛り込んでおきたいが、どこまで有効なのか?

2. 契約自由の原則とその限界

~当事者間で合意しても、合意どおりの法的効力が認められない例外的ケースとは

- (1) 約款の拘束力とその限界
 - ・約款の効力が否定される場合があるのか?
- (2) 下請法・独占禁止法に違反する規定をうっかり盛り込まないための留意点
 - ・契約上のうっかりコンプライアンス違反を防止するためのポイント

3. 契約(取引)の終了をめぐるトラブルを防止するための留意点

~トラブルに発展するリスクの最も高い契約終了の場面における法的留意点を検討します。

- (1) 不可抗力と事情変更
 - ・契約上の義務を免れることができる場合とは?
- (2) 契約の更新を拒絶する際の法的リスクと留意点
 - ・契約を更新しないことでトラブルに陥る場合があるのか?
- (3) 約定解除事由を定める意義
 - ・どのような事由が生じたら契約を解除することができるようにしておくべきか?
- (4) 継続的契約を解除する際の留意点と法的リスクとは
 - ・継続的契約を解除することでトラブルに巻き込まれないようにするためのポイントとは?

4. 債権を保全・回収しやすくするための規定にはどのようなものがあるのか、その法的意義とは

- (1) 「不安の抗弁」と契約実務上の留意点
 - ・代金の支払に不安を感じた場合に供給を停止してもよいのか?
- (2) 債権保全・回収のための商取引基本契約書作成のポイント
 - ・期限の利益の喪失とは
 - ・集合動産譲渡担保を設定する際の規定上の留意点 など

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。
※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。